# 遺伝子組換え農産物、食品時代の到来

小 岩 弘 之(岩手生物工学研究センター主席研究員)

### [始 め に]

ワトソンとクリックら(1953年)のDNA分子モデルの提唱以来、遺伝子研究は著しい発展を遂げ、ここ20年間で遺伝子工学や分子生物学という新分野が現われた。現在、それらの知見や基礎的成果はバイオテクノロジーという新たなる分野で活かされ、その実用化とともに私達の生活のなかにも現実に入り始めようとしている。バイオテクノロジーには医薬、食品、農業などの各分野があるが、今回は遺伝子組換えによって新たな性質を獲得した農作物(植物)の問題のあれこれを取り上げ、考えてゆきたい。

### [植物バイオテクノロジーのあらまし]

植物バイオテクノロジー(ニューテクノロジー)が本格的に始まってから約20年間が経過している。この研究分野には植物組織培養、細胞融合、分子育種(遺伝子工学)などが含まれる。バイオテクノロジーというと遺伝子組換え技術によるものであると思い込む方もおられるでしようが、ここで認識を改めて頂たい。それは遺伝子工学のバイオテクノロジーの一手段であるからである。

約10年前には植物バイオテクノロジーへの夢と期待は今以上に大きく、可能性を含めた夢の技術とされた。多くは植物組織培養(再分化、花粉培養、はい培養、細胞培養、クローン大量増殖など)での成果である一方、現実には植物バイオテクノロジーが生みだした成果について期待外れのものも多く、細胞融合技術では多数の多種多様の実験にもかかわらず実用化された作物は数えるほどしかない。現在では、次第に、植物バイオテクノロジーの『できること』と『できないこと』が明かにもなってきた。そして、遺伝子工学による遺伝子組換え作物の作出とその実用化が始まっているのである。バイオテクノロジーは世界の潮流となっているのも事実である。

10年前、あれほど夢のバイオテクノロジーに多数の企業(大企業から小企業、化学系企業、ベンチャー企業)がとびつきバイテク研究に投資したものの、採算が取れるほどの実用化までこぎ着けた企業は少なく、今日その多くはバイオ事業の大幅縮小、または撤退したのも事実である。それまで携わっていた多くのバイオ研究者に厳しいリストラが襲い、研究現場から去って行く人も多かった。これに対して最近、日本の地方自治体の多くが自前のバイオテクノロジー研究所を開設し始めた。これは、農産物における他県との差別化を目的とした独自農産物の開発競争が原因となって

いる。企業における短期的採算獲得を目的としたバイオ研究ではなく、それは中長期型の研究体制をとり自県の農業技術の高度化を狙った内容となっている(側えば、岩手、青森、秋田、茨城、群馬、石川、岡山、熊本など)。

### [遺伝子組換え農産物と安全性問題について]

最近、新聞や雑誌、TVやラジオ等でも遺伝子組換え作物についての話題が取り上げられ、バイオテクノロジーや遺伝子組換え作物の安全性、その環境への影響に強く興味を抱く人も多くなっているのではないだろうか。現実に、遺伝子組換え作物(食品)が私達の食卓にのぼる段階となっている現在も、それに対する安全性論議はつきないでいる。

遺伝子組換え作物の先進国である米国、カナダ等の企業 は日本への自社遺伝子組換え作物の輸出を求め、日本に安 全性確認を申請していた。これに対する日本政府(農林水 産省、厚生省) はその安全性を確認したとして、昨秋(1996 年)その遺伝子組換え農産物の輸入が許可された。認められ たのは、害虫への抵抗性を有するトウモロコシとジャガイ モ、除草剤に耐性を有するダイズとナタネの4種7品目であ る。今後、この様な遺伝子組換え作物(食品)が外国から続々 と輸入されることになる。しかも、日本産の遺伝子組換え 作物の安全性認可とともに日本製の作物も加わり、私達の 食卓に無差別にのることとなる。無差別とむいたのは、安 全性が認められた遺伝子組換え作物は、米国、カナダ、多 くのヨーロッパ諸国及び日本では特別な表示は不要とされ るからである。外見も普通の作物と区別がつかないので、普 通の作物と混在していても判別つかず、加工食品や食用油 (カノーラ油)として、私達は気づかぬうちに口にすることと なる(現代化学1996年12月号)。一方、-般市民や消費者団体 の側には、食物を選択する基本的権利として「遺伝子組換え 食品の表示』を求める動きも強い(朝日新聞1996年12月6日朝 刊、生活と自治1996年9月号)。ノルウエーは『いかなる形で あれ遺伝子組換え生物を含む食品と食品成分、遺伝子組換 え技術により生産された食品は、たとえ従来のものと性状、 性質が変わらないとしても、すべて表示の義務がある』 (NUTRITION WEEK 1996)とした。またオーストリアのように 「遺伝子組換えトウモロコシの輸入販売を許可するには、そ の影響の検討が不十分』として遺伝子組換えコーンの輸入 禁止をした国もある(朝日新聞 1996年12月23日朝刊)。

ここで何故、そのようなことが起こっているかを考えてみ る必要がある。結論から言うと遺伝子組換え技術によって作

出された害虫抵抗性トウモロコシとジャガイモ、除草剤耐 性ダイズやナタネの環境に対する安全性問題が解決されて いないこと。遺伝子組換え作物全般に付きまとう安全性に 対する懸念があること。目的遺伝子導入された植物個体を 選別するために使用されるマーカー遺伝子(アンピシリンな どのような抗生物質)が悪さをする危険性もあるからであ る。例えば、スイスのチバガイギー社が開発した遺伝子組 換えトウモロコシを欧州で栽培しようとしたが、選抜マー カーにアンピシリン耐性遺伝子が組込まれていた。これが ヒトや家畜の体内大腸菌に組み込まれるとアンピシリン耐 性になる可能性があり(病気になった時、薬が効かなくなる) 保健衛生上問題があることから、欧州連合は栽培許可を見 送った事実もある(現代化学 1996年12月号)。 最近、日本で は幸いなことにマーカー遺伝子を含まない遺伝子導入法が 確立された(日本製紙、日本たばこ)。これは欧米のマーカー 遺伝子を用いた遺伝子導入法に対して安全で画期的な日本 独自の技術である。今後、この日本の技術がやがて世界に 広まるであろう。

### [日本の遺伝子組換え作物に対する安全性の考え方]

各国が独自の安全性評価ガイドラインを設定し、それに 従った安全性評価試験を行っている。大筋はどの国もほぼ 同じ内容とされる。

日本では遺伝子組換え作物に対して、科学技術庁『組換えDNA実験指針』、農林水産庁『農林水産分野等における組換え体の利用のための指針』、更に食品の場合は、厚生省『組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針』が定められており、それに従った安全性評価試験をクリアした作物は安全性確認がされたとし、その利用が可能となる。しかも特別な表示義務も不要とした。農林水産省等は安全性が確認されたものはその利用になんら問題ないとしている(techno innovation1996年23号、組換え農作物早分かり&A農林水産省)、同様に米国、カナダ、多くの欧州各国等も安全性が確認された場合、その農産物や食品に特別表示はしないとした。

### [遺伝子組換え体の環境問題]

今後、遊伝子組換え作物は大量に輸入されることにもなる。また、日本でも独自の遊伝子組換え作物が作出されたり、栽培されたりされよう。世界的にみても、遺伝子組換え作物の栽培が自然環境に大きな影響を与える可能性があることを忘れてはならない。それは動植物を含めた生物の多様性を脅かすという意味を含んでいる(現代化学1996年12月号)。

開発途上国主導で国連環境開発会議(1992年6月)が開催され、日本を含む157か国が生物多様性条項に署名した。しかし、バイオテクノロジー最先端を走っている米国は不参加であった。この理由は、開発途上国が自国の生物資源(遺伝

子資源)の確保とその利用する権利を主張したものであったからである。また、生物多様性条約に基づき、遺伝子改変生物の安全性を確保するための議定費がつくられることが決定した(1995年11月)。

その一方で中国を始め、中南米諸国、東南アジア諸国、一部アフリカの国でもバイオテクノロジー研究とその応用化を急速に進めている。そのための安全評価委員会や安全性評価のガイドラインも設定されている。遺伝子組換え技術を始めとするバイオテクノロジーは先進諸国のものばかりではなくなっているのである。そのような中で、遺伝子組換え作物(植物)の自然環境への放出、特殊遺伝子の自然環境への拡散は避けられない状況となりつつある。

### [我々のとるべき道]

今や遺伝子組換え技術を利用したバイオテクノロジーの 流れは止めることはできない。

バイオテクノロジーを過大評価せず、バイオテクノロジーを実物大でみつめることも必要と思われる。そこで今、私 達は遺伝子組換え作物のメリットやその安全性、環境問題 を冷静に見極める眼が求められている。

## [バイオテクノロジー研究者の立場から]

これまで、生物科学者は実験室という狭い空間の中で、興 味ある基礎研究を行い、それにより自分の知的欲求を満足 させることで十分であった。しかも研究者自身、一般社会 に対してあまり特別な責任をもつ必要もなかった。社会も それをあまり求めもしなかった。しかし、時代が大きく変 わり、生物科学の進展とともにその知識、技術が総合化し てこれまで考えられなかった新しい応用技術に発展した。バ イオテクノロジーである。社会はバイオテクノロジーの利 用を求めている。そして最新バイオテクノロジーから生ま れるブロダクトは社会に対して影響を著しく及ぼし、その 研究者の社会的役割、責任も著しく大きくなった。それは 特に遺伝子組換え作物、食品の利用化に際しての安全性問 題という点に関して著しい。バイオテクノロジーによるブロ ダクトを考える場合、研究者は本当に必要なもので良いも のを作り出さなくてはならない。新しい技術開発をするこ とと、その技術を実際利用することとは別である。バイオ テクノロジーによるブロダクト利用を行う場合に、十分な 検討や社会背景、利用に際する思想(哲学)をも持つことが重 要であろう。短絡的な開発と利用は避けるべきであろう。 私はバイオテクノロジー研究者であるとともに生物学者と しての立場から、バイオテクノロジーにおいて取り返しの つかないことが起こらないように研究開発を行ってゆきた

なお、バイオテクノロジーはたかだかまだ20年程度の歴史 しかなく、完成された技術ではないことを肝に命じるべき である。まだまだ問題がある発展途上の技術であることを

も付け加えたい。それゆえに安全性面において危惧される こともあるのは事実である。しかし、将来、そのような困 難を乗り越えて、さらに大きく発展する可能性あることも 事実である。

### [おわりに]

行った後、

県を通じて環境

本では釧路湿原(北海道)、

庁

へ要望してい

たもの。

主

伊

豆

宮宮

(県)、

琵

琶

地元住民への説明会などを

会を受け、

地元関係団体や

いるのは八十三カ国、

昨年から欧州などで消費者団体やグリーンピース等によ る遺伝子組換え農作物、食品のボイコット運動がみられる ようになった。私達は、このような過剰反応は避け、冷静 にバイオテクノロジーの正しい利用方法を探ることのほう が大切であろう。一方、各国政府やバイテク企業が一方的 に安全を唱え、国民や市民はそれに従えばよいというので はこれは遺伝子組換え農作物、食品への理解も得られまい。 そこにパブリックアクセプタンス(一般市民の遺伝子組換え 作物の受け入れ)問題が横たわっている。それが遺伝子組換 え作物実用化の最大の障壁となっているのは事実であるか ら。OECD(経済開発協力機構)もその点を認識しており、バイ オテクノロジーの啓蒙と普及活動を世界各地で行っている ことも忘れてはならない。これは迫り来る人口問題と食糧 危機に対処できる可能性をもつ技術でもあるから。更に、将 来的には短絡的な思考のバイオテクノロジストの研究開発 における予想外の暴走が生じるかもしれない。ここで大切 なのは、冷静な眼と的確な判断力を待った生物学者の役割 なのではないだろうか。少なくとも、生物学者は自然の中 での命の尊さと意味、自然環境における生物の存在と相互 の係わりを学び理解しているはずである。しかも、生物生 態系などの重要性をも十分理解しているはずである。そこ から暴走者を戒めることができるものと考える。理性ある 生物学者までが暴走したパイオテクノロジストと一緒にな って暴走してしまってはもともこもない。

今回の内容は、新潟県植物保護協会会員の中学や高校の 先生方にとってはバイオテクノロジーと利用、その安全性 問題という点で新鮮でかつ重要なことと感じられたのでは ないかと思われる。教育現場で生徒とともに皆で議論を深 めることはパブリックアクセプタンス問題に関わってくる と考える。機会があれば安全性問題の教育教材の一つとし て利用して頂けたらと思っている。

市報「にいがた」 平成7年12月31日(第1505号)

て指定されることが、

的

朝日新聞 1997年1月26日

を目的とした団体「佐潟環

# 一鳥の飛来地。佐潟

白鳥の飛来地どして国際 ノムサール条約登録地に決定 た、 登録に当たって、佐潟

二十日、決定しました。 サール条約の登録湿地とし 要な湿地を保全するラム に評価されている佐潟 登録湿地の指定について 今年二月、県からの照 水鳥の生息地として重 今月 呼称などを尊重して「さか の呼称は地元での歴史的な 来年三月にオーストラリア 約締結国会議で登録湿地と で開催されるラムサール条 た」としました。 して報告されます。 現在、同条約に加盟して 今後は、

湿地は六百六十六カ所。日 登録

ラムサール条約の登録湿地になる佐潟

回の佐潟が十番目の登録湿 (滋賀県)など九カ所で、 4 地となります。

がる砂丘湖「佐潟」の保護 新潟市と西蒲・巻町にまた 約の登録湿地に指定され、 昨年三月にラムサール条 公園化をチェック 「環境ネットワー 一本白鳥の会副会長で、中蒲 境ネットワーク」が設立さ 会を開いた。代表には、日 四十人ほどが参加して準備 れ、二十五日、新潟市内で ームサールシンポジウム新 が選ばれた。 ・亀田町在住の本田清さん 十一月下旬に開かれた「ラ ク」設立 設立のきっかけは、

中心に、市の公園化計画の 問題点を洗い出しながら、 いった批判が相次いだ。 い、としている。 佐潟の保全のあり方につい ん(〇二五一二六二一七 教育学部教授の福原晴夫さ ての理解を深めていきた ネットワークは、佐潟を 問い合わせは、新潟大学

作年 れる」「市民団体も含めた があるが、出席者から「情 円卓会議を開くべきだ」と 報が開示されないまま造ら 整備事業で、佐潟周辺に眺 望広場や駐車場を造る計画

潟」だった。新潟市の公園